光事業の適正な運営に資することを目的としている。

3　観光行政機構

(1)　運 輸 省

わが国における観光行政機関としては，まず運輸省観光局をあげなければならない。同局は昭和5・4わが国最初かつ唯一の中央観光行政機関として，鉄道省に設置された国際観光局の後身であり，同局は昭和17年末戦争の激化に伴ない廃止されたが，終戦の翌年たる昭和21・6運輸省鉄道総局の一課として復活し，ついで昭和24・6大臣官房の部に昇格，さらに昭和30・8局となった。同局は計画，業務および整備の3課に分れ，計画課においては観光事業に関する事務の総合調整，観光関係法令案の作成，観光事業に関する財務・統計，法人の監督，国際的観光機関との連絡等を，業務課においては旅行あっ旋業および通訳案内業の指導・監督，外客接遇の改善，観光土産品の改善のあっ旋，観光観念の普及，観光宣伝計画の策定および指導等を，また整備課においてはホテル・旅館等の宿泊施設その他の観光施設の充実改善，観光地・観光施設の調査，ホテル・旅館の登録等に関する事務を所掌している。観光局の下部機構としては，陸・海運局にそれぞれ総務部総務課がある。

(2)　厚 生 省

同省における観光行政関係の部局として大臣官房国立公園部をあげることができる。同部は管理および計画の2課に分れ，管理課においては国立公園，皇居外苑，京都および新宿御苑の管理に当るほか，温泉法の施行に関する事務，国立公園を中心とする観光事業の指導等に当っている。また計画課においては国立公園の指定および国立公園計画の実施，国立公園利用施設，皇居外苑，京都および新宿御苑の整備，公園・景勝地および休養地等に関する施設の整備・調査および設計の作成等に当っている。

(3)　そ の 他

その他建設省（国土計画，都市計画，地方計画，国土総合開発法にもとづく総合開発計画，道路の建設・修繕等，屋外広告物法関係事務，公園・緑地・風致地区その他保護および観光施設の維持育成，皇居外苑・新宿および京都御苑の整備に関する事務等を所掌），法務省入国管理局（外国人の入出国に関する事務），文部省（文化財および史跡名勝天然記念物の保存・保護および利用に関する事務を所掌），都道府県観光関係課（観光施設，宣伝，接遇，観光教育，観光統計の整備等観光行政関係一般事務を所掌）等も観光行政に密接な関係がある機関である。

なお国家の観光事業審議会は観光行政機関ではないが，内閣総理大臣への建議および関係各省大臣への勧告等を通じて観光行政の推進に大きな役割を演じているほか，観光行政の調整にも大きな努力を払っている。

4　観光行政の内容

つぎの5項に要約することができる。

(1)　観光施設の整備促進　ホテル・旅館等の宿泊施設をはじめ，運輸施設，道路施設，海空港施設，運動施設，観光客を対象とする衛生施設等観光関係諸施設の整備の促進を内容とする行政

(2)　観光宣伝の強化　内外観光客の誘致の促進をねらいとする宣伝，広告の整備・充実を内容とする行政

(3)　観光客の接遇の充実・改善　観光客の接遇の充実・改善とくに外客の出入国手続の簡易化，外客の旅行経費の軽減，観光関係従業員に対する教育の普及徹底等を内容とする行政

(4)　観光関係の諸調査および統計の整備充実を内容とする行政

(5)　国民に対し観光事業の重要性を認識せしめることを内容とする，いわゆる観光観念の普及に関する行政

参考文献　東洋法規出版株式会社発行　観光関係法規集録。国井富士利著　ホテル旅館関係法規解説（昭和28年）。国井富士利著　旅行あっ旋業法解説（昭和27年）。(国井富士利)

**かんこうけん　観光券**　遊覧旅行者の旅行中における神社，仏閣，博物館，動植物園，水族館等の有料の施設・設備の入場のために，旅行あっ旋業者としての日本交通公社が個々の施設との契約にもとづき，入場料金を収受して発売する切符をいう。

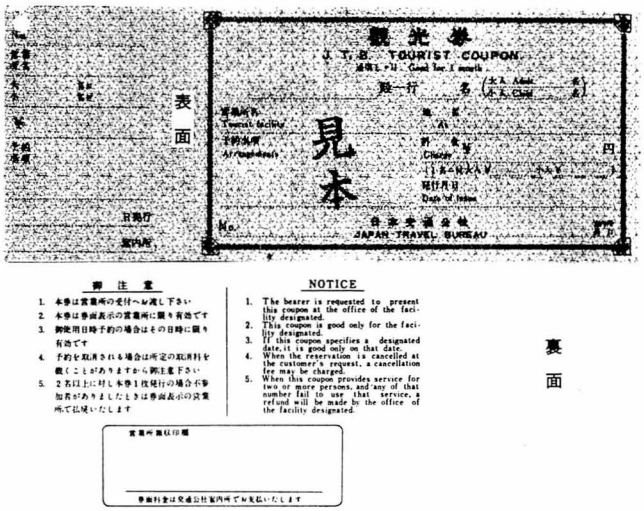


観光券は社寺，博物館，動植物園等の入場料金のほかに，遊覧船の乗船料，キャンプの使用料，寺院の香華料等に対しても発行される。また弁当の予約等にも利用される場合がある。旅行あっ旋業者が発売した観光券の料金は，一定期間の発売額をとりまとめて当該施設との間に清算され，旅行あっ施業者は一定の手数料を収受する。(平林喜三造)

**かんこうじぎょう　観光事業**　(英) tourist industry

1　定　　義

観光往来を促進する各種の要素について調和的な発達または充実・改善を図るとともに，その一般的な利用をうながすことによって経済的・文化的または社会的効果をあげようとする組織的な活動をいう。

2　種　　類

観光事業はこれを**国際観光事業**と**国内観光事業**の2つに大別することができる。このうち国際観光事業は事業の対象を外国の旅行者層におくものであり，国内観光事業は国内の旅行者層におくものである。観光事業をこのように区別する意義は，第一に国際観光事業と国内観光事業とでは次項に述べるように，その経済目的の上において大きな違いがあることに見出される。つぎにわが国のように海外の諸邦と言語・風俗，さらには生活様式の上においてきわめて大きな相異がある場合にあっては，観光事業の客体，つまりその内容をなす観光施設をはじめ，宣伝や接遇の面においても，両者の間にいちじるしい相異があり，往々にしてそれぞれ別個の措置や対策を講ずる必要がある。こうした点から見てもこの区別は重要な意義をもつといえる。

3　目　　的